

Title	近世イギリスにおけるピューリタニズムと社会(下) : Sabbatarianismをめぐって
Sub Title	Sabbatarianism and society in early modern England
Author	今関, 恒夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.4 (1985. 10) ,p.435(119)- 450(134)
JaLC DOI	10.14991/001.19851001-0119
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19851001-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世イギリスにおける

ピューリタニズムと社会(下)

—Sabbatarianism をめぐって—

今 関 恒 夫

(三)

前二節における概観を踏えて、ピューリタンの「安息日論」を検討するのが本稿の目的であるが、ピューリタンの「安息日論」を一層際立たせるため、国王の命令によって⁽⁷³⁾、国教会的な立場から書かれたヘイリン (Peter Heylyn, 1600-62) の『安息日の歴史』⁽⁷⁴⁾ (*The History of the Sabbath*, 1636) を、本稿の視点から必要な限りにおいて検討してみたい。それは、明瞭にピューリタンの「聖日厳守主義」を意識して物された、「安息日」の起源から17世紀に至るまでの壮大な歴史であり、その教義と実態とを解明せんとした「安息日論」であるばかりではなく、後に検討するバクスターの『神による主日の制定』 (*The Divine Appointment of the Lord's Day*, 1671) が主要な批判の対象とした書物であった。

『安息日の歴史』の要点は、⁽⁷⁵⁾「安息日」を制定したのは、神ではなく、教会とキリスト教的君主であり、従ってそれを如何に守るかは、「キリスト教会の自由」 (the liberty of Christs Church) に任せられ、各国の事情に応じて、為政者が神の栄光と国民教会のため最善の方策を採ればよいという主張⁽⁷⁶⁾にある。以下において、これらの論点にいっそう詳細な考察を加えていこう。

普通「安息日」が神によって定められた根拠とされる『創世記』の記事 (2:1~2) には、確かに7日目に神が創造の業を休んだとある。しかし、そこから自動的に土曜日にすべての労働を停止せよとの絶対命令が流出してくるわけではない。事実、その日に神は被造物を保持する業 (the pre-

注 (73) F. L. Cross(ed.), *The Oxford Dictionary of the Christian Church* の Heylyn の項目参照。

(74) Pet. Heylyn, *The History of the Sabbath* (London: Henry Seile, 1636; in *The English Experience, its record in early printed books published in facsimile*, no. 50, Amsterdam: Theatrum Orbis Terrarum Ltd., 1969)

(75) Heylyn の主要な論点については、たとえば *ibid.*, II, pp. 175, 261-2 などに要約されている。

(76) *Ibid.*, pp. 240-2.

servation of the creation) を止めはしなかったし、イスラエルの父祖たちが安息日を守っていた形跡もない。⁽⁷⁷⁾ イスラエルに安息日を導入したのは、モーセ「十戒」の第4項であった。⁽⁷⁸⁾ 確かに、「十戒」は普遍的な(natural or moral)規定ではあるが、第4戒に関して普遍的といえるのは、神を礼拝するために聖別された時を定める一般的義務のみであって、週に一度、土曜日を聖別し、終日労働を差控えよとの命令は、イスラエルにのみ適用される特殊な(ceremonial)義務でしかない。⁽⁷⁹⁾ しかも、モーセ以後においてさえ、「安息日」にすべての労働が禁止されたわけではないというのである。⁽⁸⁰⁾

キリスト教の場合にも、ヘイリンによれば、使徒たちが日曜日(キリスト復活と聖霊降臨の日とされる)をことさら重視する風は見られなかったし、ユダヤ教的な「安息日」を守ることをむしろ危険視していた。⁽⁸¹⁾ たしかに使徒時代の終り頃から「主の日」という呼び名が使われ日曜日が公同の礼拝日とされ始めるが、それは「神の権威」(authoritie divine)によってではなく、「教会の権威」(authoritie of the church)に基づいて制定されたものである。⁽⁸²⁾ あるいは、漠然とした「一般的な教会の同意」(the common consent of the church)に基づくものに過ぎない。⁽⁸³⁾ コンスタンティヌス大帝の勅書が日曜日を公式に公同礼拝日と定めて以来、その時々教会指導者や為政者によって、あるいは厳しくあるいは緩やかにその遵守が要求された。その場合、遵守を要求する窮極的根拠は、ベーダ(St. Beda, c. 673-735)やアルクイン(Alcuin, 735-804)によれば「キリスト者の習慣と同意」(the custome and consent of Christian people)あるいは「教会及びキリスト教的君主の権威」(the authority of the Church and Christian Princes)であり、⁽⁸⁴⁾ 13世紀以降のスコラ学者によれば「教会の権威、神の忠実な僕の慣習と同意」(the authority of the Church, the custome and consent of Gods faithfull servants)であった。⁽⁸⁵⁾ これらの諸点についての宗教改革者たちの見解も一致する⁽⁸⁶⁾ し、16世紀以降のイギリスの歴史においても検証されるとヘイリンはいうのである。

このように、ヘイリンは一貫して、「安息日」あるいは「主の日」を定めたのは「教会」と「キリスト教的君主」であり、「キリスト者の慣習と同意」であり、「神の権威」ではないと主張し、従って、過度に「聖日厳守」を要求することは誤り、あるいは「愚行」(a follie)だと断定するのである。⁽⁸⁷⁾ それは「安息日厳守」の実態をみても判ることである。モーセ以後においても、安息日はさ

注 (77) *Ibid.*, I, p. 27.

(78) *Ibid.*, I, 59.

(79) *Ibid.*, I, pp. 32, 70-2.

(80) *Ibid.*, I, p. 68, II, p. 6 この点は *History* 全巻にわたって強調されている。

(81) *Ibid.*, I, pp. 98-9, 120.

(82) *Ibid.*, II, p. 27.

(83) *Ibid.*, II, p. 39.

(84) *Ibid.*, II, p. 66.

(85) *Ibid.*, II, pp. 133-6.

(86) *Ibid.*, II, pp. 172-183.

(87) *Ibid.*, I, p. 152.

近世イギリスにおけるピューリタニズムと社会(下)

ほど厳格に守られていたわけではなかった。ところが、紀元前5世紀、ネヘミア時代の改革によって、安息日毎に律法を会衆の前で朗読することが義務づけられるとともに、エルサレムの門を閉ざし商取引を禁ずる（「荷を携え入れさせないようにして」）ことによって、「安息日を聖別」し宗教的義務を強要した（「ネヘミヤ記」13：19-22）。それについてヘイリンは次のように述べている。「以前には、神御自身の約束に従って、安息日は憩いの日と考えられていた。その日には人も獣も元気を回復することができたから、通常の週日労働にもやすやすと携わることができた。ところが聖書の一部をことさら厳格に解釈し、そこから慰めではなく血を絞り取ることによって、安息日を耐えがたいほどの軛に変えてしまった。⁽⁸⁸⁾それは「愚行」であった。その後のパリサイ派による安息日の細部規定もまた「愚行」という他はない。紀元後においても、安息日の労働は勅令によって禁じられた。しかし、実際にはさほど厳格に咎め立てされていなかったのは正当なことであつた。⁽⁸⁹⁾

元気を回復するため（to recreate and refresh themselves）、「安息日」の一部を「あらゆる種類の気晴しと合法的な楽しみ」⁽⁹⁰⁾に費すことは、旧約時代には問題なく許されていた。歩いたり、走ったり、跳んだり、踊ったりすること、人を訪問したり、宴を催したり、近隣の仲間同士が親睦のために集まったりすることなどが咎められることは、まったくなかつた。⁽⁹¹⁾紀元後も事情は同様であつた。⁽⁹²⁾たとえば、コンスタンティヌスの時代について、ヘイリンは次のように述べている。勅札の規定にもかかわらず、市民たちが「主の日」の礼拝後に仕事に携わっていたのであるから、「何人も穏健な楽しみ（honest pleasures）に主の日の残りをあてること、つまり友人や隣人と宴会をひらき（feast）、踊ったり、スポーツをしたり、穏当な仕方（in a civil manner）楽しむこともまた許されたと考えられよう。⁽⁹³⁾その後、舞いや、舞台・公共の場における見世物が禁じられはした。しかし、それは時を誤った（たとえば、礼拝の時間内における）楽しみ、淫靡なる楽しみ（obscene and filthy pleasures）⁽⁹⁴⁾についてであり、「週日に合法的であることは、主の日においてもすべて合法的で、当局によって禁止されることはなかつた」⁽⁹⁵⁾のである。宗教改革の時代においても、「主の日」の気晴しは問題なく許可されていたとして、以上とほとんど同じ議論を繰返している。⁽⁹⁶⁾

過去において「安息日」あるいは「主の日」はこのように「今日のイギリス国教会において守られているように……穏当、清純、謹厳に（with modestie, chastitie and sobrietie）」⁽⁹⁷⁾遵守されていた、

注 (88) *Ibid.*, I, p. 152.

(89) *Ibid.*, pp. 80, 126-7, 140-3, 144-6.

(90) *Ibid.*, I, pp. 102, 174.

(91) *Ibid.*, I, p. 107.

(92) *Ibid.*, II, pp. 81, 84-5, 122-5.

(93) *Ibid.*, II, p. 81.

(94) *Ibid.*, II, pp. 97-109, 111.

(95) *Ibid.*, II, p. 148.

(96) *Ibid.*, II, p. 187.

(97) *Ibid.*, II, pp. 70-71.

とヘイリンは主張する。従って1574年の「祈りの場所と時に関する説教」のようなピューリタン的内容一週の日を「安息日」(Sabbath day)として守り、俗事を避け(to rest yea from our lawful and needfull works,…… from their Common and daily businesse), 終日聖なる務めを果たすために捧げよ(to give themselves wholly to heavenly exercises of Gods ture religion and service)⁽⁹⁸⁾—を含む文書に対しても、これまで述べてきた論点に引き寄せて牽強付会ともいふべき解釈を下す。そして、「スポーツの書」は、「すべてのキリスト教国家及び教会」がこれまで咎め立てをしたことのない「主の日」の礼拝時間外における労働や気晴しを禁じた不当な処置に対し、「安息日の自由」(that libertie of the Day)を確保しようとしたものだという。そこでチャールズ1世のこの処置は、その偉大な業績が今日まで記憶にとどめられているコンスタンティヌスをはじめとするキリスト教的君主のそれにも比すべき「敬虔な王に相応しい行為」(a pious and Princely Act)⁽¹⁰⁰⁾なのである。

それに反して、例えば、日曜日の「合法的な楽しみと穏当な気晴し」をすべて禁止しようとするバウンドの「安息日論」(Sabbath Doctrine)は、「誤った、危険な、非キリスト教的な」教義である。聖書の根拠のないこの教義を、これまた聖書に根拠をもたない長老会(consistory)が、民衆(common people)ばかりではなく、僭越にも高位の為政者に対して強要しようとしている。これはユダヤ人の間にさえなかった「奇妙な軛」(so strange a baudage)⁽¹⁰¹⁾である、「どのような正当な理由があって、かれらはキリスト教会に安息日をつくりだそうとするのか、そこでは、安息日のようなものが知られることはかつてなかったのに。どのような権威があって、かれらは貧しき人々の良心に重荷を課そうとするのか、かれらはキリストにおいて自由であるのに。」⁽¹⁰²⁾

(四)

以上の論述から、当時の「安息日」論争の争点を、次の二点に要約できる。(1)「安息日」に関する聖書の規定のどこまでが普遍的(moral, natural, perpetual)であり、どこまでが特殊ユダヤ教的(ceremonial, temporal)であるか。それに関連して、(2)「主の日」の礼拝時間外に(イ)職業労働に携わり、(ロ)合法的かつ穏当な遊技・気晴しにふけることはどこまで許されるのか。ヘイリンの論述か

注(98) *Ibid.*, II, pp. 244-5.

(99) たとえば, “……by this Commandement we ought to have a time, as one day in the weeke, wherein we ought to rest yea from our lawfull and needfull works……” というテキストについて、これは〈一定時を聖別する〉ことを要求しているが、〈週に一度〉という点については、選択可能な範例として提示しているに過ぎないという(*ibid.*, II, p. 247)。さらに、〈「主の日」を終日 wholly 神に捧げよ〉という場合も〈公同礼拝のために教会が指定した時間の全体〉という意味であって、その時間以外であれば労働に携わり、合法的な遊技・気晴しに興ずることを禁じていないと主張するのである(*ibid.*, II, pp. 248-9)。

(100) *Ibid.*, II, pp. 268-9.

(101) *Ibid.*, II, p. 256.

(102) *Ibid.*, II, p. 179.

らも判るように、国教会派の議論は第1の論点に傾き、以下に述べるように、ピューリタンの議論は第2点を強調する。ピューリタンには、教区民の魂の現状に対する深い憂慮があり、それを打開するためには、「主の日」の根本的な「正常化」が必要だとの配慮があった。ヴェーバーの表現をかりれば、「現世とそれが与えうる[・]楽しみ[・]の[・]無[・]邪[・]気[・]な[・]享[・]楽[・]」、[・]衝[・]動[・]の[・]ま[・]ま[・]に[・]無[・]邪[・]気[・]に[・]生[・]活[・]を[・]楽[・]し[・]む[・]た[・]め[・]の[・]手[・]段[・]と[・]し[・]て[・]の[・]遊[・]技[・]」を法的に許容せんとする政府・国教会の方策は(「スポーツの書」)、「聖徒を[・]規[・]律[・]ある[・]生[・]活[・]から[・]故[・]意[・]に[・]逸[・]脱[・]させ[・]よ[・]う[・]と[・]す[・]る[・]」ものだとピューリタンは主張した。この政府・国教会の政策に対抗して「規律ある生活」を確立することに、地方為政者と一体となったピューリタンの「安息日厳守主義」の[・]実[・]践[・]的[・]課[・]題[・]があった。従って、ピューリタンにとって、これは、聖書の規定に照らしてみた時の「主の日」の労働、遊技・気晴しの妥当性如何といった形式的な問題ではな[・]か[・]つ[・]た[・]。それらが、教区民の間に如何なる影響を[・]実[・]際[・]に[・]及[・]ぼ[・]し[・]て[・]い[・]る[・]か[・]と[・]い[・]う[・]、[・]具[・]体[・]的[・]・[・]実[・]践[・]的[・]な[・]課[・]題[・]であった。さらに、ピューリタンは、「主の日」と週日、すなわち時間の全体を、「神の栄光のために」どのように秩序付け組織するかという問題として、これを把えていた。ピューリタンが第2の論点を重視した理由は、その辺にあったのである。

それに対して、政府・国教会(「王制的・封建的社会」)の側は、「台頭してくる市民道徳と反権威的、禁欲的な私的集会に対抗して『享楽意欲のある者』(Vergnügungswilligen)を保護した」とヴェーバーは言う。この「享楽意欲のある者」は「封建共同体」のもつ「祝祭共同体」(festive community)的あるいは「遊戯共同体」(play-comonunity)的側面を担うに相応しい人々である。政府が「享楽意欲のある者」を保護した目的は、権力基盤としての「封建共同体」維持温存にあった。従って、「封建共同体」を支える遊技や気晴しの聖書の規定に照らした場合の妥当性を証明することが、国教会教職者に期待された役割であった。このような視点からして、バクスターの『神による主日の

注 (103) M. Weber, "Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus", (*Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*. Tübingen: B. Mohr, 1920) Bd. I, SS. 183-4 (大塚・梶山訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫, 下, 207ページ)

(104) ピューリタンが第1の論点を重視していないというのではない。とくに国教会的主張に対する論争の必要上、より多くのページを、この問題に割いている。しかし、かれらが「主の日」を問題にした真の理由は実践的であった、というだけである。

(105) *Ebd.*, SS. 183-4 [邦訳208ページ]

(106) この点については、拙稿「17世紀イングランドにおける Puritanism と社会」(『三田学会雑誌』第76巻5号, 1983年12月) 56-7ページに、不十分ながら関説するところがあった。

(107) J. ホイジンガ(高橋英夫訳)『ホモ・ルーデンス, 人類文化と遊戯』(中央公論社) 29-30ページ(英訳 *Homo Ludens, A Study of the Play-Element in Culture*, Boston: Beacon Press, pp. 11-12) ここでいう「祝祭」とか「遊戯」という概念は深い奥行を有す。しかし、ここでは限られた意味で使用する。「祝祭」については前注を参照。「遊戯」については、後述するところを参照されたいが、ここでは、ホイジンガによる「遊戯破り」(spoilsport)についての次のような叙述は、本稿との関連で興味深いので、紹介しておきたい。「遊戯から身を引くということによって、それまで暫くのあいだ、かれが人々と一緒に閉じこもっていた遊戯世界の相対性と脆さが、暴露されてしまうのだ。かれは遊戯から幻想を奪い去るのである。……こういうわけで、かれは抹殺されねばならない。かれは遊戯共同体の存続を脅かしているのだから。」「遊戯破りは魔法の世界をぶち壊してしまう。だからかれは卑怯者であり、除けものにされるのだ。」spoilsport は、それなりに遊戯に参加しているべつてん師や偽善者とは本質的に性格を異に

制定』を中心に、パーキンズ及びグリーンナムの「安息日」論を検討せんとする以下の叙述においては、「安息日厳守主義」の社会的意義を問わんとする本稿の意図からいって、主として、第2の論点が問題になる。

ヘイリンの「安息日」論の主要な論点は、「安息日」あるいは「主の日」の制定が、神の權威ではなく、教会の權威に基づくという点にあった。それに対しバクスターは次のように主張する⁽¹⁰⁸⁾。たしかに新約聖書は「主の日」の制定を公式に宣言してはいない。しかし、重要なのは、キリストの復活の日にして、聖霊が最初に下った日である週の初めの日(日曜日)に、聖書の記述に照らして疑いなく、公式の礼拝が守られていたという事実である。聖餐や洗礼が、『新約聖書』の成立以前にイエス自身によって制定されていたように、「主の日」も聖霊に動かされた使徒たちによって制定されていた。ユダヤ教の伝統の下にあった安息日を守ることに、使徒たちが危惧の念を抱いていたことは確かであるが、そのことを理由に、キリスト教的に読みかえられた「主の日」を、かれらが軽視したと推定することはできない。使徒たちが日曜日以外にも集会を開いていたことは事実であるが、同時に週の最初の日を公の礼拝日として聖別していたことも明白である⁽¹⁰⁹⁾。しかも、その後の教会の歴史のなかで、週の初めの日が公の礼拝日として普遍的に認められている。ヘイリンの主張する如く、皇帝や教会会議が「主の日」を定めたのではない。むしろ、すでに普遍的に承認されていた日⁽¹¹⁰⁾を、皇帝や教会が追認したに過ぎない。このような主張において、パーキンズもまったく同様である⁽¹¹¹⁾。週の第1日を「主の日」と定めたのは、教会ではなく「キリストからの使徒的權威」(authority apostorical from Christ)である。「今や、キリストが復活し、それによって救済の業を確固たるものとした週の初めの日よりも「主の日」に⁽¹¹²⁾相応しい日はない」というのである。

かくして、バクスターもパーキンズも、週の最初の日を聖なる日として制定したのは、窮極的には神だとした上で、そこから振り返って旧約の規定(ことにモーセの第4戒)を問題にする。土曜日を聖別せよ、その日には一切の業(work)を差控えよ、というユダヤ教的規定は一時的(ceremonial)

する、背教者、異端者、革新者、良心的参戦拒否者などを指す(邦訳 29-30ページ)。ピューリタンも、この時代の「遊戯共同体」から見れば、spoilsport であるが故に、嫌悪されたのである。

注(108) R. Baxter, *The Divine Appointment of the Lord's Day*, 1671, in *The Practical Works of the Rev. Richard Baxter* ed. by Rev. William Orme (London: James Duncan, 1830), Vol. XIII, p. 371.

(109) *Ibid.*, pp. 379-383.

(110) *Ibid.*, p. 395.

(111) *The Works of that Famous and Worthy Minister of Christ in the University of Cambridge, Mr. Perkins*, Vol. I (Printed at London by John Legatt, 1616), Vol. II (Printed at London by John Legatt, 1617), Vol. III (Printed by Cantrell Legge, 1618) にパーキンズの著作はおさめられているが、まとまった「安息日論」はない。幾分まとまった部分としては、*The Order of the Causes of Salvation and Damnation*, Chap. XXIII. Of the fourth Commandment (*ibid.*, Vol. I, pp. 46-49); *The Whole Treatise of the Cases of Conscience*, Book II, Chap. XVI. Of the Sabbath day (*ibid.*, Vol. II, pp. 105-112), *An Exposition upon the First Chapter of the Revelation*, V. 10. And I was ravished in the spirit on the Lords day, and heard behind me a great voice, as it had been of a Trumpet (*ibid.*, Vol. III, pp. 238-242) があるが、その他にも参照すべき部分がある。それについては、その都度注記する。

(112) *Ibid.*, Vol. III, pp. 239-40. Vol. I, p. 48, Vol. II, pp. 105-7 をも参照。

近世イギリスにおけるピューリタニズムと社会(下)

なものに過ぎないが、6日間働き、7日目を主なる神に捧げる安息日とすべきだという命令は、永遠に変わらない⁽¹¹³⁾ (moral) とパーキンズは言う。一見これは、国教徒の見解と変るところがないように思われるが、パーキンズの強調点は、決定的に「主の日」を神に捧げるという点にある。バクスターの場合、それは一層明白である。モーセの第4戒は次のような意味で普遍的 (moral, perpetual) であり自然法だとバクスターは主張する⁽¹¹⁴⁾ のだが、それは単なる第4戒からの論理的帰結といった底の内容ではない。「主の日」における既述の如き無秩序を前にしたバクスターの息遣いを、かれの「自然法」に聞くことができる⁽¹¹⁵⁾ であろう。

(1) 神は、家庭及び聖なる集会 (=教会) において厳肅に礼拝されなければならない。(2) 重大な支障がない限り、特定の時が公の礼拝のために定められるべきであって、その時は個人の自由に任せられるべきではない。(3) 公の礼拝のための日は、同一の国では同一の日であるべきである。できれば全世界が同一の日を守るのが望ましい⁽¹¹⁶⁾。(4) その頻度は、「主の日」の目的が達成できないほどに少なくはならず、生活に必要な労働が妨げられるほどに多くてもいけない。7日間のうち1日を「主の日」として守るのが、もっとも適切な間隔であり、それが神の知恵である (the determination of Divine Wisdom)⁽¹¹⁷⁾。(5) 「主の日」に果すべき義務 (the holy duties of this day) は、この日にそぐわない不必要な労働や娯楽によって妨げられてはならない。(6) 統率する立場にある者、ことに家長は、自分に服する者が「主の日」を厳かに守れるように、注意を払わなければならない。

ここで注目したいのは、バクスターが「主の日」を、単なる休息の日とは捉えていないということである。「主の日」は、ユダヤ教的な意味における安息日でも、儀礼的な休息 (ceremonial rest) の日でもなく、われらの創造主・贖い主を感謝と聖なる喜びをもって礼拝すべき日であり、従って、その聖なる業をすこしでも妨げる如き俗事 (earthly things) を避けるべき日⁽¹¹⁸⁾ である。「主の日」は何もしない日ではなく、何よりも聖なる業をなすべき日なのである。「主の日」は、「聖なる霊的な業をなすための日であり、現世において何を措いても欠くことのできない業をなすための日であって、肉体に必要な労働や食糧をすべて合せたよりも、何千倍も必要かつ卓越したことをなすべき日」⁽¹¹⁹⁾ (傍点引用者) だというのである。「主の日」には労働や娯楽を避けよとピューリタンが要求する

注 (113) *Ibid.*, Vol. I, pp. 47-8, 774, Vol. II, pp. 105-6, 286.

(114) Baxter においては “moral” — 通常の〈道徳的〉という意味とは異なると断わりつつは “natural” あるいは, “of universal and perpetual obligation” を表わす。そして、モーセの律法は、内容的に「キリストの法」及び「自然法」を含む (a transcript of the law of nature) が故に強制される。しかし、モーセの律法には歴史的制約があり (ユダヤの特殊性)、そのすべてが moral であり、強制されるわけではないという。Baxter, *op. cit.*, pp. 419-20, 426-27.

(115) *Ibid.*, p. 426.

(116) *Ibid.*, p. 458-9.

(117) *Ibid.*, p. 427.

(118) *Ibid.*, p. 452.

(119) *Ibid.*, p. 450.

のは、それが聖なる業を妨げるからであって、その点では、これらの否定的要求は二次的な味意し
かもたないともいえるのである。

「主の日」になすべきことは、共同礼拝 (public-worship) であり、「教理問答」(catechizing) へ
の出席であり、次いで「家庭礼拝」(family-worship)、さらに私的な聖書繙読、祈り、病人の訪問等
である。⁽¹²⁰⁾ それ以外にも許容されることはある。しかし、「その聖なる業をすこしでも妨げる俗事」、
週日の「6日間には許されている労働からなる現世の仕事 (earthly business)」は避けなければなら
ない。己れの罪と神の救いの業と天上とに思いを馳せること、神の言葉を学び、死と最後の審判
への備えをなすこと、それは全身全霊の傾注を要求し、雑念 (a divided mind; the intermixture of
diverting, worldly thought) や地上の仕事や楽しみと共存することはできない。⁽¹²¹⁾ そして、ピューリタ
ンが問題にする聖日厳守を妨げる要因は、第1に遊技・気晴しであり、第2に「主の日」の労働で
あることはすでに述べたが、その点を以下に詳述する。

遊技・気晴しについてまず問題になるのは、それ自体は合法的で穏当な遊技・気晴しでも、「主の
日」には許されないのかという点である。パーキンズは、それを「無規定事項」(things indifferent)
だという。⁽¹²²⁾ 従って、たとえ「主の日」であっても許容される場合がある。たとえば健康のために、
運動が「主の日」に許されている食事よりも必要とされるような場合。⁽¹²³⁾ この点はバクスターも認
めている。かれは胃弱で、食前に早足で歩いて汗をかかなければ、食物を消化できなかった。それは
「主の日」でも欠かすことができない。バクスターは、「他人を罪に誘うことのないように、その
日には、それを隠れて (privately) おこなった」と語っている。⁽¹²⁴⁾ それにもかかわらず、ピューリタ
ンが、遊技・気晴しを差控えることを要求するのは、第1にそれらが、それ自体価値あるいは目的
をもつとは認め得ないからである。気晴しよりも「いっそう重要かつ必要なもの、人間の職業労働
(labour in the execution of a mans calling) が禁じられているのであるから、労働に付随している
気晴しは、労働が停止されている日にはやはり停止さるべきなのである。」⁽¹²⁵⁾ ピューリタンは、遊戯
を、「必要と真面目さにつつまれた無味乾燥な日常生活の領域の外で」となまれる「無条件に根源
的な生の範疇の一つ」とは考えない。⁽¹²⁶⁾ むしろかれらは、「真面目くさった合目的性」(die nüchterne

注 (120) *Ibid.*, pp. 429-434; Perkins, *op. cit.*, Vol. I, pp. 48, 144, Vol. II, p. 111.

(121) Baxter, *op. cit.*, p. 439.

(122) Perkins, *op. cit.*, Vol. I, p. 57, Vol. II, p. 140.

(123) *Ibid.*, Vol. II, p. 110.

(124) Baxter, *op. cit.*, p. 457.

(125) Perkins, *op. cit.*, Vol. II, p. 110. なお Vol. I, pp. 49, 142-3. ことに p. 775 をも参照せよ。

(126) ホイジンガ前掲訳書, 52, 15ページ参照。我々の問題を、教会と職業労働(「日常生活」)における「必要と真面目
さ」が、地域社会における「遊戯」共同体と対抗したと見ることが一応できる。しかし、ホイジンガの遊戯概念はい
っそう広く、ピューリタニズムのなかにも違ったレベルにおいて遊戯性を見るに違いない(前掲訳書, 30ページ)。
本稿でのホイジンガの引用は、その意味では、故意的にを外している。当時の遊技そのものについては本稿では触れ
ないが、差し当り *Shakespeare's England, An Account of the Life and Manners of his Age* (London: Cla-
rendon Press Oxford, 1916) Vol. II, Chap. XXVII. Sports and Pastimes; A. L. Rowse, *The Elizabethan*

Zweckmäßigkeit) を断乎として奨励し、「非合理的で目標のない、したがって禁欲的でなく、神の栄光よりは人間に奉仕するような態度」を排斥して、「遊技はただ合理的な目的、つまり(「職業労働」のための一引用者) 肉体の活動力に必要な休養のために役立つものでなければならない⁽¹²⁷⁾」と主張したのである。

第2に、遊技や気晴しがそれ自体としては無目的であるというばかりではなく、神への義務に対する無関心あるいは敵対的態度を誘い出し、強化し、蔓延させるというマイナスの要因がある。教区民の形式的な教会出席で満足し、祝祭や遊技によって教区共同体の結束をはかり、国家の基盤が強化されれば事足りるとは、ピューリタンは考えていない。かれらは、教区民が教義の基本を習得し、自ら祈ることを学び、キリスト者に相応しい規律ある生活を確立することを望み、そのための訓練の必要性を主張した。そのような人間こそがまた、国家の真の基盤たり得るのである。遊技・気晴しは、この訓練の徹底を妨げていた。教区民教化の最大の機会に他ならない「主の日」は、時間的・心理的に、遊技・気晴しによって掻き乱されていたのである。

バクスターは言う。「主の日」だというのに、惰眠を貪り、居酒屋 (alehouse, tavern) や劇場 (playhouse) に入り浸り、冗談、無駄話、ゲーム、ダンス、飲酒に打ち興ずる人々がいる⁽¹²⁸⁾。それどころか、「この日ほど、浮かれ騒ぎ・暴飲暴食・淫行・怠惰・情欲がはびこっている日は他にない⁽¹²⁹⁾」ほどである。しかも、それを許容あるいは奨励せんとする勢力がある。「6日間働いても、現世の仕事や営利のためには不十分だが、7日のうち1日を神や永生に想いを馳せるのは時間の使い過ぎだと考えるのは誰か。天上の歓びよりも現世の糞土を好んで、天国について1時間の話を書くことに倦怠を覚え、ふたたび汚物のなかを転げまわることが望むのは誰か。」⁽¹³⁰⁾ もっともらしい数多くの論拠を挙げて、「それほど長時間にわたって神を礼拝することは、退屈なしかも命令されていないこ

Renaissance, The Life of the Society (London: Macmillan, 1971), Chap. VII, Parish and Sport: D. Brailsford, *Sport and Society, Elizabeth to Anne* (London: Routledge & Kegan Paul, 1969) を参照せよ。

注(127) Weber, *a. a. O.* SS. 184-187, 邦訳下 208-211ページ。なお、ヴェーバーの遊技 (Spiel) 概念を日本資本主義の形成・特質と結びつけて論じている林道義「ヴェーバーの Spiel (遊技) 概念と日本の高度成長」(『ヴェーバー社会学の方法と構想』岩波書店, 1970, 所収) をも参照せよ。「武士的・遊技的禁欲」の大衆化、そして営業倫理化から結果した「営業の合理性に対する反感」と「勝つ」ことの倫理的美化が、日本資本主義を特色づけることになる、という指摘は興味深い。ヴェーバーは「遊技」を「生活の合理化が進展してゆくにつれて次第に排除されていく要素」であり、「経済的に合理的な一切の行為の対極をなすものであり、かかる合理的な行為の道を阻むもの」としているが(『支配の社会学』世良晃志郎訳, 創文社, II, 389-390ページ), 日本の場合とは異なって、そのような「遊技」の意識的排除からイギリスの「市民社会」は出発したということになる。

(128) Baxter, *op. cit.*, pp. 436-7.

(129) *Ibid.*, pp. 439, 463.

(130) パーキンスは国教会的立場を次のように要約しているが、以上述べてきたところから、正確であることが分るのであろう。「敬虔で学問もある人々の中には、次のような意見をもつ者がいる。主の日は使徒たちによって秩序維持のために定められたものであり、他のいずれの週日を安息日に定めようと、それは教会の自由である。何故なら、どの日も例外なく同等なのだから、とかれらはいふ。さらに、かれらの主張するところによれば、主の日における神への公同の礼拝が終了後、仕事に戻り、気晴しに耽っても差支えない。」(Perkins, *op. cit.*, Vol. II, pp. 285-6)

(131) Baxter, *op. cit.*, p. 436.

⁽¹³²⁾とだと教える」者は、人を欺く者である。

既述の如く、「スポーツの書」は、「主の日」の礼拝後のスポーツを「無害な気晴し」(harmless recreation)として是認していた。それに対するバクスターの舌鋒は鋭い。「私は若い頃、方々を転々と移り住んだが、何処においても、年に何回かは、特定の期間に様々の祭の行事がおこなわれ、粗野な見世物が出され、それが気晴しになっていた。ときにモーリス・ダンス、ときに芝居、ときに徹夜祭やお祭り騒ぎという具合である。衆目の一致するところ、このような時にもっとも破廉恥な罪が犯されるのである。」「怒り狂った好色家ども」(the enraged sensualists)は、この時とばかり、酔っ払い、喧嘩をし、冒瀆的な言葉を吐きちらし、自分たちに同調しない人々を“precisians, puritans, and hypocrites”⁽¹³³⁾と呼んで、その家を襲い、「世人が罪と破滅に陥るのを妨げようとするからという理由で、敬虔な牧師や真面目な人々に、馬鹿げた気難し屋・迷信家と嘲笑の言葉を浴せかける。」⁽¹³⁴⁾「怒り狂った好色家ども」を恐れ、群衆心理に促されて、多くの真面目な人々が罪に陥っていく。⁽¹³⁵⁾「主の日」の遊技や娯楽や馬鹿騒ぎは、耕作や大工・石工の労働よりもまだ悪い。「主の日」の労働は不法であり不適切であっても、それなりの成果をもたらす。しかし、遊技や娯楽や馬鹿騒ぎから導き出されるのは、悪業と、信仰的訓練(holy exercises)⁽¹³⁶⁾や善行に対する嫌悪感だけである。パーキンズは、従って、それらを「人間の虚しさの現われ」(the vanities of men)⁽¹³⁷⁾、「悪魔に対する礼拝」(the worship and service of the devil)⁽¹³⁸⁾とさえ表現するのである。

しかし、「主の日」の遊技・気晴しは、ことに下層の人々には必要なことではないのか。ヘイリンは「どのような権威があって、かれら(Puritans)は、貧しき人々の良心に重荷を課そうとするのか、かれらはキリストにおいて自由であるのに」と批難していたし、「スポーツの書」は、「一週間精を出して働いている下層の人々」あるいは「民衆ならびに下層の人々」は、「主の日」以外に身体を鍛え、気晴しをする機会がないと主張していた。⁽¹³⁹⁾これは理由のある議論ではないだろうか。それに対しバクスターは次のように答える。「この悲しむべき論拠をかかげるのは、地代を搾り取る(racking of rents)ことによって、かれらを貧困のうちにとどめている当の人々である。」贅沢な暮らしをしている上層の人々の高慢と欲望(this gratifying pride and fleshly lusts)こそが、「主の日」に気晴しをしなければ「過重労働の苦痛と倦怠」(the toil and weariness of their excessive)⁽¹⁴⁰⁾から逃れることのできない状態をつくりあげている。貧しさの故に、週日に気晴しができないとい

注(132) *Ibid.* p. 437. p. 460.

(133) *Ibid.*, p. 440.

(134) *Ibid.*, p. 442.

(135) *Ibid.*, pp. 442-3.

(136) *Ibid.*, pp. 442-4, 461.

(137) Perkins, *op. cit.*, Vol. I, p. 144.

(138) *Ibid.*, Vol. III, p. 241.

(139) 拙稿「17世紀ピューリタニズムの労働観」(『三田学会雑誌』69巻7号, 1976年10月), 46ページ。

(140) Baxter, *op. cit.*, pp. 444-5.

うことは、取りも直さず、週日に聖書や教理問答を学び、祈りを捧げる時間をもてないということでもある。そういう状態にありながら、「主の日」になお遊技・気晴しに打ち興ずることになれば、魂や永遠の問題に想いを潜める時が、まったくないことになる。⁽¹⁴¹⁾「神の言葉を学ぶことと、肉の楽しみ・気晴しのどちらが大切なか。」⁽¹⁴²⁾週日の労働で疲れ切っているのは、かれらの肉体であって精神ではない。従って、遊技や馬鹿騒ぎでまたもや身体を疲れさせるよりも、身体は休めて、「創造主、贖罪主と永遠の憩いについての、聖なる歓ばしい精神的訓練」のために「主の日」を過すことの方が、⁽¹⁴³⁾どれだけかれらの実情に叶っていることか。「心が真理に長く関われば、真理は心に浸み透り、働くようになるだろう。釘は何度も叩いてはじめて、頭まで打ち込めるだろう。」ヘイリンの言う貧しい人々の自由(バクスターの the holy liberty) は、実は、「主の日」を厳格に守ることによってのみ確保できるのである。⁽¹⁴⁴⁾どうしても気晴しが必要ななら、地主(landlords)は、月に1度なり2度なり、「遊技の日」(sporting-days)をとれるだけの余裕を貧しい人々ももてるよう、⁽¹⁴⁵⁾地代を引き下げるべきなのである。パーキンス流に言うならば、「気晴しは労働の日々(the daies of labour)のうちに割当てられるべきである。何故なら、気晴しは安息にではなく、労働に関わるのであり、人がいっそう労働に適するようになるために用いられるべきだからである。⁽¹⁴⁶⁾」奉公人をまるまる6日間働かせ、本来主のものである第7日目を、気晴しのためにかれらに与えるようなことは、戸主たる者のはなはだ誤った措置である。⁽¹⁴⁷⁾

とは言え、「主の日」を説教・教理問答・祈りなどに限定することは、平均的平信徒を退屈させるのではないのか。バクスターは否と言う。「見る目をもたない俗物や好色家ども」(blind worldings and sensualists)は、儲けさえあれば、市場や仕事場や畑で、どんなに長く過そうと退屈を覚えることはないし、カードや骰子遊び、ポーリング、怠惰な無駄話に飽くことを知らない。ところが「主の日」の「真に高貴で必要な業」、「地上でもっとも甘美なる楽しみ」、「礼拝において、礼拝によって得られる真実の霊的な気晴し、楽しみ、利益」にはすぐに倦怠を覚えるというのはどういうことなのか。「とはいっても、私は人間の始末に負えない心には、善行に倦怠を覚える傾向があることを否定するほど、自分についても他人についても、⁽¹⁴⁸⁾つまり人間について無知ではない。」にもかかわらず、自分の経験に照らして、「主の日」を共同の礼拝日として聖別することは歓びである。問題はむしろ、牧師たちが、信徒に倦怠を覚えさせるような、形式だけの説教をなし、教育を施し、

注 (141) *Ibid.*, pp. 461-2.

(142) *Ibid.*, p. 445.

(143) *Ibid.*, pp. 445-6.

(144) *Ibid.*, pp. 461-2.

(145) *Ibid.*, pp. 445-6.

(146) Perkins, *op. cit.*, Vol. II, p. 110.

(147) *Ibid.*, Vol. I, p. 775.

(148) Baxter, *op. cit.*, p. 447.

祈りを捧げているところにある。⁽¹⁴⁹⁾ そういう事情があることは認めるにしても、週に1日、終日を、
共同礼拝・家庭礼拝・私的礼拝と祈りとに費すのは、短か過ぎることはあっても、長時間に過ぎる
ということはない。

聖日厳守を妨げる第2の要因は「主の日」の労働である。ピューリタンは原則的にはそれを禁ず
る。パーキンは言う。「主の日」は、その全体 (wholly, the whole day, all daies) を神に捧げる
からこそ、「主の日」と呼ばれるのであって、遊技・気晴しは勿論、職業労働 (the ordinary labours
of their calling) も差控えるべきである。⁽¹⁵⁰⁾ 「自分の仕事 (business) にひとりで励むことによって、教
会に行くのと同様に、善意をもって神に仕えることができるのだと言訳」⁽¹⁵¹⁾ する者がいるが、思い違
いも甚しい。確かに、我々は「通常の職業労働において6日間働く自由」 (a liberty to worke sixe
daies in the ordinary affaires of our callings)⁽¹⁵²⁾ を与えられている。バクスター流に言えば、週日の
6日間を「能力と地位に応じた通常の職業 (calling) 生活と合法的な労働に携わり、勤勉に務め、
怠惰に時間を費さないこと」は許可であるばかりではなくて命令である。⁽¹⁵³⁾ しかし、そのことは、「主
の日」と週日＝「労働に割当てられた日々」 (your labouring days)⁽¹⁵⁴⁾ との区別を曖昧にするものでは
なく、むしろ峻別すべき理由となる。

パーキンはさらに、「主の日」を終日神に捧ぐべきだとすれば、とても家族を養っていくこと
はできない、とする民衆 (the common sort) の声に対し次のように答える。第1に、「主の日」を
忠実に遵守するならば、神は祝福を与え、その日のパンを十分に賜わらるであろう。⁽¹⁵⁵⁾ 第2に、「主の
日」の安息は「奉公人ばかりか獣さえもが、主の日に働くことによって労働で押しつぶされないよ
うに、神の法 (Gods Law) が与えた自由であり、この自由は自然法 (the law of nature) と公共的
正義 (common equity) に基礎づけられているのである。」⁽¹⁵⁶⁾ バクスターの、この点に関する下層の人
々への目配りがいっそう鋭いものであることは、遊技・気晴しについて述べたところから、すでに
明らかであろう。

それでは、一切の労働が禁じられているのか。礼拝に直接結びつく労働 (the spiritual duties of
the day), 人畜の生命に直接関わる (バクスターの場合はさらに大幅な物的被害に関わる) 労働は許容さ
れる。否、義務でさえある。さらに「キリスト者の自由」 (Christian liberty) に属する「必要な諸

注 (149) *Ibid.*, pp. 448-50.

(150) Perkins, *op. cit.*, Vol. I, pp. 48-9, Vol. II, p. 109, Vol. III, 240-1.

(151) *Ibid.*, Vol. III, pp. 240-1.

(152) *Ibid.*, Vol. I, pp. 46, 623.

(153) R. Baxter, *The Catechising of Families* 1683, in *The Practical Works of the Rev. Richard Baxter*, Vol. XIX, p. 188.

(154) R. Baxter, *The Poor Man's Family Book*, 1674, in *ibid.*, p. 508.

(155) Perkins, *op. cit.*, Vol. II, pp. 109-110.

(156) *Ibid.*, Vol. II, p. 109. Vol. I, pp. 46, 48.

行為」(necessary actions)が許容される場合がある。⁽¹⁵⁷⁾パーキンズは、たとえば Tradesmen の如き「職業労働」(a work of their callings)も、次のような条件を満たせば許されるという。(1)何人に対しても躓き(scandal)とならない仕事であること、(2)公的にも私的にも、労働者(worker)などの心を安息日の聖別から逸らさない仕事であること、(3)収益を目的とする仕事ではなく、慈善的あるいはそれに近い仕事であること、(4)生命、健康、財貨(goods)を直接守る仕事であること。⁽¹⁵⁸⁾結論的には、以上の項目は、ピューリタンに共通した認識だといってよい。しかし、この問題を当時の社会状況の下においてみる時、すっかりし過ぎた整理だといえなくもない。以下に述べるバクスターの叙述の方が、その辺の微妙なニュアンスをよく伝えているであろう。

バクスターが「必要な諸行為」あるいは「重要かつ必要な仕事」(a business of importance and necessity)という場合の「必要な」という意味は、人間の生命に関わるというだけではなく、もっと重要度の低い(necessary to a smaller and lower end or use)事柄についても当て嵌まる。興味深いのは、そう言うおきながら、次のような但し書きを付すことから議論を始めている点である。必要なことは何でも許されるというのではない、とっておかなければならない。「さもなければ、商工業者や耕作農民(a trademan or ploughman)は言うであろう。自分の労働は、あれこれの少しばかりの物品を獲得し、蓄えるために必要であり、もし「主の日」でも働かなければそれを失うことになるだろう、と。」⁽¹⁵⁹⁾バクスターの周辺には、「主の日」にも、収益のために働きたくてうずうずしている人々が数多くいた。それだけに「必要性」の定義は微妙な問題を孕んでいたのである。バクスター自身、客観的・普遍的な定義を用意できていたわけではない。

例えば、「主の日」に干草を揚げたり仕舞ったりする仕事があって、それを翌日に延ばせば、みすみす何ポンドもの損害を被ることが判っている場合、「主の日」に「世俗の仕事」(worldly business)について相談の必要がある人に偶然出会って、今相談しておかないと忘れてしまうおそれがあるとか、1日延ばせば余計な手間がかかるような場合は、それは「重要かつ必要な仕事」と言えるのか。バクスターはこれについて柔軟な態度を示す。バクスターはパリサイ的な形式的厳格主義を嫌って、「神は何を許し、何を禁ずるかについて、あらゆる特殊な場合を列挙するようなことはしない」と言う。「必要性」は、客観的・形式的に(例えば、失われる金額や時間によって)判断することはできない。ある行為が、「主の日」の聖なる義務を妨げ、世人の躓きの石にならないかどうかを、個別に判断できるだけである。「主の日」の義務を充分に尊重する人物が、その妨げにならない程度に、干草を仕舞ったり、「世俗の仕事」を話題にすることは、世人を放縦へと誘うことがない限り、許容されると一応は言えるであろう。しかし、このように一応の基準が明確化されたとしても、その

注(157) *Ibid.*, Vol. I, p. 47, Vol. II, p. 110; Baxter, *Lord's Day*, p. 453.

(158) Perkins, *op. cit.*, Vol. II, pp. 110-111.

(159) Baxter. *Lord's Day*, p. 453.

基準に適合しているかどうかを誰が判断するのか。「主の日の真の目的と役割を正しく理解し、その価値を認め、愛している人間」だとバクスターは言う。そのような特別な人格(自分自身である場合も他者である場合もある)が、「主の日の」諸行為の適格性を各々の場合の特殊性を考慮して、判断するのだが、そのような人物は少数(very few)であるから、その少数者が「残りの者に対して決疑者にして助言者(casuists and advisers)となる」必要がある、とバクスターは主張するのである。⁽¹⁶⁰⁾ 重要なのは、教化訓練された人格の形成であり、その人格の行為から涌出する感化力の組織化である。換言すれば、行為者の主体性の確立と、そのような人格を構成要因とし、それを常時再生産していく組織(「教会=会衆」と「市民社会」)の形成である。⁽¹⁶¹⁾

バクスターはこのように、「市民社会」の競争的な経済機構の下においては、「主の日の」労働を一切禁止することの困難を知っていた。しかもなお、世俗の労働は週日に属し、宗教的義務は「主の日に」属する、という原則を貫こうとして、第1に宗教的義務の遂行を至上の命令と観ずるような人格の形成により、たとえやむを得ず労働がおこなわれても、実質的に「主の日の」秩序を崩さない方策を是とした。そして第2に、先の原則を貫いた上で、世俗の労働と週日も、別な意味で、神に捧げるべきものであり、「主の日の」遵守と週日の労働は、実は切り離せないひとつのことだと主張することによって、生活全体の規律化を要求したのである。「すべての労働は、神への礼拝として、聖なる永遠の目的に対する手段たるべきが故に、そのすべてにおいて神が求められ、覚えられ、⁽¹⁶²⁾ 栄誉を与えられるべきである、ということになる。」「真面目なキリスト者なら疑うことはない、毎日毎日の一部分を宗教的訓練のために費し、世俗の仕事であっても霊的な意志と心とをもって為すべきことを、そして神が課し給うたわれわれの弱さとわれわれの義務が許容する範囲において、毎日毎日を主の日であるかのように過すべきであることを。」⁽¹⁶³⁾

このような「職業召命論」にもとづく「安息日論」一週日と「主の日」との峻別、職業労働の聖化一は、17世紀後半に至って、「市民社会」の展開に対応してはじめて提起されたものではない。16世紀の末にすでに、パーキンズやグリーンナムによって展開されていた。ことにグリーンナムは、バクスターの論点を明確かつ詳細に、しかもわれわれの観点からすればいっそう興味深く敷衍している。⁽¹⁶⁴⁾ ここで「主の日」における労働の問題に焦点を絞って、グリーンナムの議論を紹介しておきたい。

注(160) *Ibid.*, pp. 453-4.

(161) バクスターの教区民教化の実践については、前掲拙稿「Puritanismと社会」である程度触れておいた。Kidderminster 市当局との関係については、今後の課題である。

(162) Baxter, *Catechising*, p. 188-9.

(163) Baxter, *Lord's Day*, pp. 463-4.

(164) Richard Greenham, *A Treatise of the Sabbath in The Works of the Rev. and Faithfull Servant of Jesus Christ M. Richard Geenham, Minister and Preacher of the Word of God*, London 1599 (in *The English Experience its record in early printed books published in facsimile* no. 524, Amsterdam: Theatrum Orbis Terrarum Ltd., 1973) については、すでに触れるところがあった。

グリーンナムによれば、「主の日」の職業労働—business, workes も用いられるが⁽¹⁶⁵⁾ calling が圧倒的に多用される—は、「主の日」を聖なるものとして守ることを妨げるかぎりにおいて禁じられるだけ⁽¹⁶⁶⁾であり、「欠陥は、それ自体は合法的な職業 (calling) にあるのではなく、恐るべき無神論⁽¹⁶⁷⁾へと退化していく人間の腐敗にある。」たしかに、職業労働 (certain and peculiar calling, ordinary calling) を中心とする「市民的義務」(a civil dutie)⁽¹⁶⁸⁾によって成り立つ「人間のよき秩序」(the good order of man) は維持されなければならない。そして神は、その点における「人間の必要を認め、許し、人間の便宜を拓げることについて公平であり、自由であり、好意的である。」しかし他方、「神の寛大をよいことに、必要性 (necessity) を笠に着て自由を濫用する貪欲な営利主義者 (gain-seeker) を罰しないではおかないことは疑い得ない。」⁽¹⁶⁹⁾また、「主の日」を、遊惰な輩が快楽に耽る⁽¹⁷⁰⁾「悪魔の日」と化すようなことがあってはならない。

「主の命令」(the ordinance of the Lord) が「人間のよき秩序」(=「市民社会」)を破壊するようなことはない。「富の増殖に注意深くあるのと同程度に、神に対しても賢くあるならば、身体を休め、魂に活気を取り戻すために、安息日の時 (time and seasons) をどのように配分したらよいか、おのずから判明するであろう。」⁽¹⁷¹⁾礼拝の時と職業労働の時とを適切に配分しさえすれば、「職業 (our calling) が神への礼拝に役立つように、神への礼拝も職業を聖化する (sanctifies)。」⁽¹⁷²⁾聖化された職業において勤勉に働き、「魂の収穫の時にして市場開催日」(the havest time and the market day for soul)⁽¹⁷³⁾たる「主の日」には、心を尽して魂への配慮をなすべきなのである。このような、16世紀後半の段階における、「市民社会」へのグリーンナムの深い洞察は次の文章において極まるといってよいであろう。

「世才に長けた人々が意外にも示す、結果的に罪を免れようとする熱意は、いったい何なのであろうか。行商人や宿屋の主人 (Inholders) のような、定期市や市場で生活している人々をよく観察してみるがよい。世才に長けた人々のなかに、利益があがらないのになお、楽しみを求めるような人は決していない。一銭でも利益を得る望みがあるかぎり、かれらは忍耐強く勤勉であり、遊びを避け、忙しく働くではないか。それはいったい何故なのか。そこにまだ実りが期待できるかぎり、配慮を怠ってはならない (とかれらはいう) のが、収穫の原則であり、市場の原則である。見よ、われわれが自分の魂に対して為すべきことを、世俗の世界のもつ賢明さと努力とが教えて

注 (165) *Ibid.*, pp. 369-70.

(166) *Ibid.*, p. 369.

(167) *Ibid.*, p. 375.

(168) *Ibid.*, pp. 371-2.

(169) *Ibid.*, p. 370.

(170) *Ibid.*, p. 387.

(171) *Ibid.*, pp. 372, 374.

(172) *Ibid.*, p. 372.

(173) *Ibid.*, p. 385.

くれているではないか。安息日は魂の収穫の時であり、市場開催日ではないか。その日には、楽しみを時がくるまで傍において、陽のあるかぎり収穫物を集め、利益が約束されるかぎり勤勉に働き、生活を維持するために貯え、備えをなすべきである。⁽¹⁷⁴⁾

グリーンナムが説得の対象としていたのは、明らかに独立小生産者—勤勉な労働が直接収益に連なるような—であり、かれらが「安息日厳守主義」の共鳴盤ともなったのである。

このように、一方で「主の日」における不必要な遊技・気晴しと労働とを原則的に禁じ、宗教的義務への全精力注入を奨励し、他方で週日における世俗の生活(=「職業労働」)を同様に聖化することによって、生活全体を規律化せんとする方策をピューリタンはとった。その実現は、教会の聖化—説教、教理問答・生活実践の訓練等の強化—を核としながらも、地方共同社会を支配するピューリタンの為政者との連携に依存していた。そして独立生産者を巻き込みつつ、「原初的ピューリタン社会」を形成していったのである。バクスターは言う。「諸教会がこの聖なる秩序と繁栄を確立し、国民各自がこの知識と敬虔とを自らのものとすれば、それは、王国とあらゆる市民諸集団(all civil societies of men)の安全・美点・秩序・至福となるであろう。というのは、国民が正當にも主の日を聖別して過すようになるとき、かれらは何事をも聖なる仕方であらうになり、国の誇りとなり、為政者には安心と慰安をもたらす、すべての国民には共通の祝福(a common blessing)となる。」「主の日」の厳守によって生み出される国民的徳性(Knowledge and piety)は、為政者にとっては統治の真の基盤となり、国民(「市民社会」)にとっては「共通の祝福」すなわち繁栄の基底となる⁽¹⁷⁵⁾というのである。

(同志社大学文学部教授)

注(174) *Ibid.*, pp. 384-5. 「主の日」を魂の「市場開催日」とする論者がきわめて多いことは、Hill, *Society and Puritanism*, p. 175 に指摘されているが、そこに挙げられていない論者として、このGreenham 以外にも、Lewis Bayly d. 1631 (Solberg, *op. cit.*, pp. 64-5), George Swinnock, 1627-73 (拙稿「近世イギリスにおける職業エートスの展開」『三田学会雑誌』74巻6号, 1981, 68ページ), Richard Steele, 1629-92 (前掲拙稿「労働観」53ページ)を指摘することができる。グリーンナムにはさらに、魂の損益計算に基づく実践的合理主義とでもいうべき考え方があり、「この『主の日』の魂の」吟味がいかにも不可欠であるかは、むしろ世俗の仕事が明らかにしてくれる。世俗の仕事に熱心な人なら、毎日とはいかないまでも、少なくとも週に1度は、帳簿を調べ、計算をして、収支を検討する。さらに決算をして、利益が上がっているのか損をしているのか、充分に余裕があるのか、不足しているのかを知ろうとする。同様に、毎日とはいかないまでも、少なくとも週に1度くらいなら不都合もないであろうが、我々も自己を吟味しなくてよいであろうか。何が出ていき、何が入ってきたのか、敬虔なる所業にどの程度前進があったのか、それとも後退があったのか、もし聖なる進展があったのなら、神に感謝を捧げ、栄光を帰さなければならない。もし停滞しているのなら、自らへりくだって、次の週に努力して損失をとりかえすために、これまで以上に労をおしまないようにしなければならない。」(Greenham, *op. cit.*, pp. 359-60)

(175) Baxter, *Lord's Day*, p. 463. パーキンズも、「安息日」遵守は「家族・町・州・王国のためになる」(for the good of families, towns, countries and kingdom) Perkins, *op. cit.*, Vol. I, p. 774. とし、単なる宗教的意義を越えた視野をもっていたことを示している。